

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

……（都市整備局市街地整備部再開発課）…一

○建築基準法による意見の聴取

…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定

……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）

……（同）…三

○知事指定薬物の指定

……（保健医療局健康安全全部業務課）…五

公告

○市街地再開発組合の理事長の変更

……（都市整備局市街地整備部再開発課）…五

告示

●東京都告示第九百九十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、

次のように告示する。

令和七年十月二十九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年九月十日から令和十一年四月三十日まで

三 施行地区

港区西麻布三丁目及び六本木六丁目各地下

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区西麻布三丁目二番二十一号

令和二年九月十日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十三年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和七年十月二十九日

●東京都告示第九百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条

第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和七年十月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

一 公聴会を行う日時

令和七年十一月六日（木曜日）
午後四時から

二 公聴会を行う場所

多摩市役所 東庁舎一階 東庁舎会議室

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当
（東京都立川合同庁舎二階）
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二（五四八）二〇五六

四 公聴会を行う理由

建築主住 多摩市関戸六丁目十二番地一
所氏名 多摩市

建築敷地 多摩市連光寺六丁目十七番二及び同番四
地域地区 第一種低層住居専用地域、十メートル第一種高度地区及び建築基準法第二十二条区域等

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 公園管理施設（事務所）、倉庫及び休憩所

敷地面積 約三、六〇一平方メートル

建築面積 約八九平方メートル

延べ面積 約九七平方メートル

構造及び階数 鉄骨造
地上一階

高さ 三・四二五メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第九百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二十九日

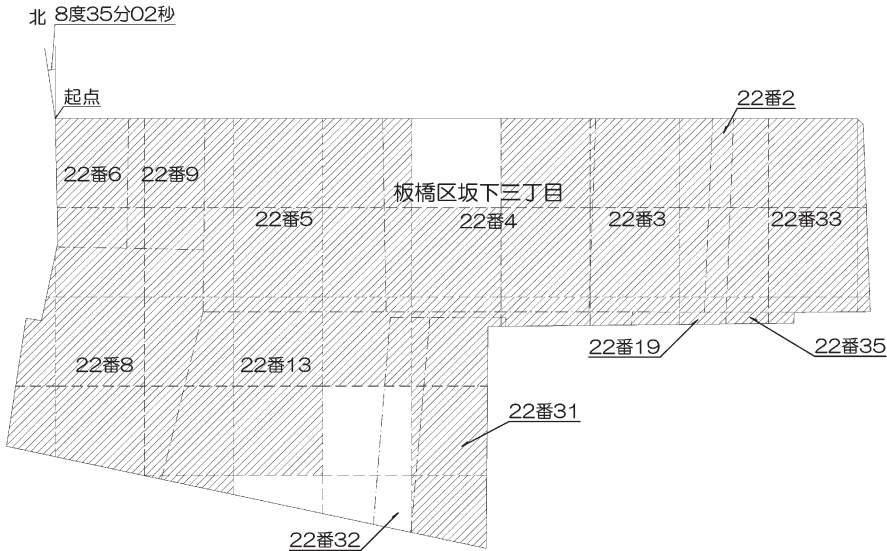
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区坂下三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度
（8度35分02秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、板橋区坂下三丁目22番6の最北端とする。

【凡 例】

	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第九百九十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第八百七十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

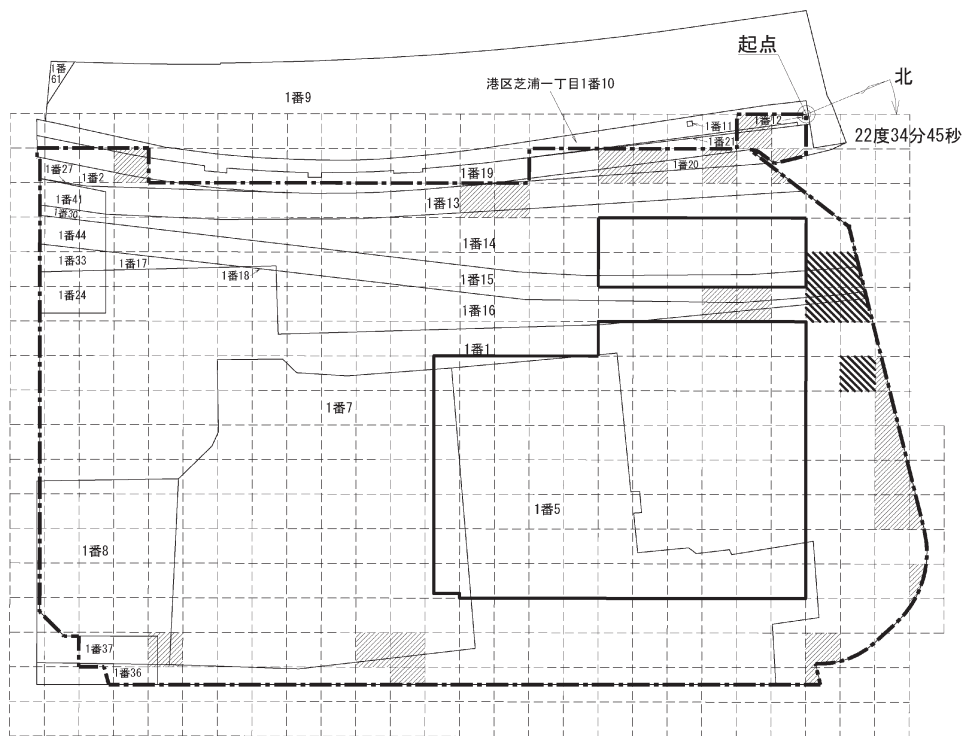
一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区芝浦一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査範囲
- : 事業敷地
- //// : 指定を解除する区域
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第879号により指定した区域)

【起点】

起点は、座標値 (X=-38532.001 Y=-6909.003) とする。
※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(22度34分45秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和七年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称
別表のとおり

二 指定理由
人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日
令和七年十月三十日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N－（2－メチルフェニル）－N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕プロパンアミド及びその塩類	ortho-Methylfentanyl、 o-Methylfentanyl
(2)	2－〔2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－メチル－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕－N，N－ジエチルエタン－1－アミン及びその塩類	5-Methyl etodesnitazene、 Etomethazene
(3)	3－〔2－（ジメチルアミノ）エチル〕－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート及びその塩類	4-PrO-DMT

公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により白金一丁目西部中地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年十月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名
萩原 健司

二 住所
港区白金一丁目二番二－W一九〇二号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

